

令和3年1月14日

一般社団法人 N E O A代表理事 殿

新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等に関する要請

日頃より労働者派遣事業の適正な運営に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。我が国の雇用情勢については、求人が底堅く推移する中、求人が求職を上回って推移しているものの、求職者が引き続き増加しており、厳しさがみられる状況にあります。また、1月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が行われ、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響を一層注視する必要がある状況です。

こうした中、今後、労働者派遣契約や労働契約の更新が多くなる年度末の時期となっていくため、契約の不更新等が多く発生することが危惧されます。

派遣元事業主にとって重要な人財である派遣労働者の雇用の維持を図り、業界としての姿勢を社会に示すため、通常の労働者派遣事業というビジネスモデルの範疇にとどまらない対応が必要となっていると認識しております。貴団体におかれては、下記の事項についての御対応をこの機会に強く会員企業に働きかけていただくようお願い申し上げます。

記

- 一 雇用調整助成金の特例措置の活用を通じて、休業や教育訓練を実施して次の派遣就業に向けた準備を進めていただくとともに、テレワーク等をあわせて活用し、安易な雇止め、解雇等を行わず、派遣労働者の雇用の維持を図ること
- 二 労働者派遣契約の解除や不更新は派遣労働者の雇用の不安定に直結するという認識を派遣先企業としっかりと共有いただき、派遣労働者の能力を最大限に活用するという観点に立って、派遣先企業と協力し、可能な限り労働者派遣契約の更新等を図ること
- 三 労働者派遣契約の解除や不更新があった場合に対応できるよう、従前の取引先にとどまることなく、新たな派遣先の確保を図ること
- 四 労働者派遣契約の解除や不更新があった場合であっても、
 - ① 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和60年法律第88号）に基づき、同一の派遣先の派遣就業見込みが一定期間以上である派遣労働者について、雇用安定措置（派遣先への直接雇用の依頼、新たな派遣先の提供等の措置）の義務等（派遣就業見込みが3年の場合は義務、1年以上3年未満の場合は努

力義務)を適切に果たすこと

特に、4月1日より、派遣労働者が希望する雇用安定措置の聴取が義務化されることを踏まえ、適切に対応すること

- ② 「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」(平成11年労働省告示第137号)の趣旨を踏まえつつ、まずは、派遣先企業と協力しながら派遣労働者の希望する別の派遣先等の就業場所を確保するなど、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ること

五 派遣労働者の生活の激変を緩和し求職活動への支障が生じないように、社員寮等に入居している労働者については離職した場合も引き続き一定期間の入居について、できる限りの配慮を行うこと

厚生労働大臣

田村憲久